

病児保育事業について

～令和5年度集団指導 病児保育事業資料～

1. 事業類型ごとの設置基準
2. 児童福祉法に基づく届出
3. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査



しろまるひめ

姫路市 こども支援課 総務・児童厚生担当
電話 : 079-221-2598
E-mail : kodomosoumu@city.himeji.lg.jp

1. 事業類型ごとの実施要件（国「病児保育事業実施要綱」より）

病児対応型

- ◆ 看護師、准看護師、保健師又は助産師の数は、対象病児おおむね10人につき1人以上とすること
- ◆ 保育士の数は、対象病児おおむね3人につき1人以上とすること
- ◆ 保育室及び病児の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること
- ◆ 調理室を有すること（本体事業の調理室と兼用も可）
- ◆ 事故防止及び衛生面に配慮するなど、児童の養育に適した場所とすること
- ◆ 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（協力医療機関）をあらかじめ選定すること
- ◆ 実施場所が医療機関でない場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（指導医）をあらかじめ選定すること
- ◆ 緊急時の対応について、協力医療機関又は指導医とあらかじめ文書により取り決めを行うこと
- ◆ 指導医等と一定の目安を作成し、周知すること

1. 事業類型ごとの実施要件（国「病児保育事業実施要綱」より）

病後児対応型

- ◆ 看護師、准看護師、保健師又は助産師の数は、対象病児おおむね10人につき1人以上とすること
- ◆ 保育士の数は、対象病児おおむね3人につき1人以上とすること
- ◆ 保育室及び病児の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること
- ◆ 調理室を有すること（本体事業の調理室と兼用も可）
- ◆ 事故防止及び衛生面に配慮するなど、児童の養育に適した場所とすること
- ◆ 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（協力医療機関）をあらかじめ選定すること
- ◆ 緊急時の対応について、協力医療機関又は指導医とあらかじめ文書により取り決めを行うこと

1. 事業類型ごとの設置基準（国「病児保育事業実施要綱」より）

体調不良児対応型

- ◆ 保育所又は医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること
- ◆ 看護師等を1名以上配置し、体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2人程度とすること
- ◆ 担当看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと
- ◆ 担当看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的の実施すること
- ◆ 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（協力医療機関）をあらかじめ選定すること

1. 事業類型ごとの設置基準（国「病児保育事業実施要綱」より）

非施設型（訪問型）

- ◆ 一定の研修（※注）を修了した看護師等（看護師、准看護師、保健師又は助産師）、保育士又は家庭的保育者のいずれか1名以上配置すること
- ◆ 預かる病児（病後児）の人数は、看護師等1名に対して、1人程度とすること
- ◆ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童宅への訪問を行うこと

（※注）「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児・病後児保育（訪問型）研修、又は国の病児・病後児保育事業実施要綱別紙1に掲げる研修

2. 児童福祉法に基づく届出

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）（抄）

第三十四条の十八 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

※届出の様式や添付書類については、市ホームページを参照ください。

(URL) <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000008644.html>

3. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査

- 「特定子ども・子育て支援施設等」：幼児教育・保育の無償化の対象となるため、市に確認の申請を行い、市から確認を受けた施設

集団指導	実地指導	監査
運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。	特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行う。その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。	実地指導等において、著しい運営基準違反等に関する情報があり、特に必要があると認める場合に実施。事案の緊急性・重大性を踏まえ、事前通告なく監査を行うこともある。

指導監査は、**「設置基準」**と**「運営基準」**について行う。

- 「設置基準」：子ども・子育て支援法施行規則第1条の3（病児保育の場合）
※国の実施要綱における実施要件と同内容
- 「運営基準」：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 54～61条

3. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査

■教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録（第54条）

- ・ 特定子ども・子育て支援の**提供日**、**提供日ごとの時間帯**、支援の**具体的な内容**、その他必要な事項が記録されているか。

※利用記録簿、業務日誌等で確認

■利用料及び特定費用の額の受領（第55条）

- ・ 保護者との間に締結した**契約**により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額（利用料）の支払いを受けているか。
- ・ 特定費用の**使途**、**額**、**理由**について**書面**により明らかにし、保護者に対して説明を行い、**同意**を得ているか。

※利用申込書、契約書、重要事項説明書等で確認

特定費用とは・・・

- ① 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用
- ② 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用
- ③ 食事の提供に要する費用
- ④ 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- ⑤ ④に掲げるもののほか、特定子ども・子育てにおいて提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

3. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査

■ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付（第56条）

- ・ 支払を受ける際、**領収証**を交付しているか。領収証は、利用料と特定費用の額を**区分**して記載しているか。

※領収書の控えで確認

- ・ 特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、支援の内容、費用の額、その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した**特定子ども・子育て支援提供証明書**を保護者に交付しているか。

※特定子ども・子育て支援提供証明書の控えで確認

3. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査

■ 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知（第58条）

保護者が偽りその他**不正な行為**によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅延なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に**通知**しているか。

※通知の有無を確認

■ 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則（第59条）

子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、**差別的取扱い**を行っていないか。

※苦情処理簿等を確認

3. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査

■ 秘密保持等（第60条）

- ・ **職員、管理者**は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。また、**職員であった者**に対しても、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。
- ・ 小学校、その他の関係機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ**文書により保護者の同意**を得ているか。
※個人情報保護に関する同意書等を確認

3. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査

■ 記録の整備（第61条）

- ・ 職員、設備、会計に関する諸記録を整備しているか。

＜確認書類例＞

【職員に関する記録】

- 労働者名簿、資格証明書、労働契約書等の労働条件を明示した書類、出勤簿、賃金台帳、就業規則、給与規程、社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）加入関係書類、健康診断結果、研修記録など

【設備に関する記録】

- 消防計画、消防設備点検記録、建築確認済証・検査済証、防災計画、防犯対策計画、避難消火訓練、害虫駆除、事故発生防止対策、事故記録、ヒヤリハット、危機管理、衛生管理マニュアル（点検簿）など

【会計に関する記録】

- 経理規程、決算書、現預金等の出納管理簿など

- ・ 「子ども・子育て支援提供の記録」、「運営基準第58条の規定による市町村への通知に係る記録」を整備し、その完結の日から**5年間**保存しているか。

3. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査

区分	指摘事項	根拠法令等
文書 指摘	利用児童がいる時間帯において、看護師の配置が適正でない状況の日があった。	実施要綱 6 (1)②
口頭 指摘	病児保育事業に従事する保育士の勤務記録の一部に不備があり、病児保育事業に常勤している職員を確認できない日時があった。	実施要綱 6 (1)②
	職員の異動があった後、事業変更届による届出がなされていなかった。	児童福祉法第 3 4 条の 1 8 第 2 項

※実施要綱：平成 2 7 年 7 月 1 7 日雇児発 0 7 1 7 第 1 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「病児保育事業の実施について」別紙「病児保育事業実施要綱」